

コンテンツ産業振興法施行規則

全文改正 2010.12.13 文化体育観光部令 第 69 号

他法改正 2013.03.23 文化体育観光部令 第 139 号

他法改正 2015.12.31 文化体育観光部令 第 241 号

他法改正 2017.09.04 文化体育観光部令 第 307 号

第1条(目的) この規則は「コンテンツ産業振興法」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(専門人材養成機関の指定手続き) ①「コンテンツ産業振興法」(以下“法”という)第14条第2項及び「コンテンツ産業振興法施行令」(以下“令”という)第14条により専門人材養成機関として指定を受けようとする者は、別紙第1号書式の専門人材養成機関指定申請書(電子文書からなった申請書を含む)に令第14条各号の事項を書いた書類を添付して関係中央行政機関の長に提出しなければならない。

② 法第14条第2項及び令第14条による専門人材養成機関指定書は、別紙第2号書式による。

第3条(コンテンツ取引事実認証機関の指定手続き) ① 令第19条第2項で“科学技術情報通信部令で定める書類”とは、次の各号の書類(電子文書を含む)をいう。〈改正 2013. 3. 23.〉

1. 定款

2. 令第19条第1項各号による認証機関の指定要件を備えたことを確認することができる証明書類

② 令第19条第1項によりコンテンツ取引事実認証事業の遂行機関(以下“認証機関”という)として指定を受けようとする者は、別紙第3号書式の認証機関指定申請書(電子文書からなった申請書を含む)に第1項による書類を添付して科学技術情報通信部長官に提出しなければならない。〈改正 2013. 3. 23.〉

③ 第2項による指定申請を受けた担当公務員は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を介して法人登記事項証明書を確認しなければならない。

④ 令第19条第3項による認証機関指定書は、別紙第4号書式による。

⑤ 法第21条第3項第4号で“科学技術情報通信部令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。〈改正 2013. 3. 23.〉

1. 利用者被害補償に関する事項

2. 取引認証関連情報管理に関する事項

3. 取引認証施設保護に関する事項

第4条(コンテンツ提供サービス品質認証機関の指定手続き) ① 令第23条第3項で“科学技術情報通信部令で定める書類”とは、次の各号の書類(電子文書を含む)をいう。〈改正 2013. 3. 23.〉

1. 法人の定款(法人の場合のみ該当する)

2. 団体の会則または規約(団体の場合のみ該当する)

3. 令第 23 条第 2 項各号の指定基準に該当することを証明する書類

② 令第 23 条第 3 項によるコンテンツ提供サービス品質認証機関(以下“コンテンツ提供サービス品質認証機関”という)として指定を受けようとする者は、別紙第 5 号書式のコンテンツ提供サービス品質認証機関指定申請書(電子文書からなった申請書を含む)に第 1 項による書類を添付して科学技術情報通信部長官に提出しなければならない。〈改正 2013. 3. 23.〉

③ 第 2 項による指定申請を受けた担当公務員は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を介して法人登記事項証明書を確認しなければならない。

④ 令第 23 条第 4 項によるコンテンツ提供サービス品質認証機関指定書は、別紙第 6 号書式による。

第 5 条(コンテンツ紛争調停委員会の事務局) ① 法 29 条によるコンテンツ紛争調停委員会の事務局は、次の各号の業務を遂行する。

1. 紛争の調整に必要な事実調査、因果関係の糾明及び被害額の算定に関する業務の支援
2. その他紛争調整業務の支援のためにコンテンツ紛争調停委員会委員長が定める事項

② 第 1 項各号の業務を遂行するために事務局長 1 人と必要な人材を置く。

第 6 条(コンテンツ紛争調停委員会の会議) コンテンツ紛争調停委員会の会議は、電子的方式による遠隔会議であることができる。この場合、コンテンツ紛争調停委員会の委員、紛争当事者または参考人は、同一の会議場に出席したものとみる。

付 則 〈文化体育観光部令第 69 号、2010. 12. 13.〉

この規則は、公布した日から施行する。

付 則〈文化体育観光部令第 139 号、 2013. 3. 23.〉(文化体育観光部とその所属機関職制施行規則)

第 1 条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条(他の法令の改正) ①及び② 省略

③ コンテンツ産業振興法施行規則の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号以外の部分中“文化体育観光部令”を“未来創造科学部令”にし、同条第 2 項中“文化体育観光部長官”を“未来創造科学部長官”にし、同条第 5 項各号以外の部分中“文化体育観光部令”を“未来創造科学部令”にする。

第 4 条第 1 項各号以外の部分中“文化体育観光部令”を“未来創造科学部令”にし、同条第 2 項中“文化体育観光部長官”を“未来創造科学部長官”にする。

別紙第 3 号書式中“文化体育観光部長官”を“未来創造科学部長官”に、“文化体育観光部(デジタルコンテンツ産業と)”を“未来創造科学部”にする。

別紙第 4 号書式中“文化体育観光部長官”を“未来創造科学部長官”にする。

別紙第5号書式中“文化体育観光部長官”を“未来創造科学部長官”に、“文化体育観光部(デジタルコンテンツ産業と)”を“未来創造科学部”にする。

別紙第6号書式中“文化体育観光部長官”を“未来創造科学部長官”にする。

付 則<文化体育観光部令第241号、2015.12.31.>

(法令書式改善等のためのゲーム産業振興に関する法律施行規則等)

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条(書式改正に関する経過措置) この規則施行当時、従前の規定による書式は、この規則施行以後3ヶ月の間、この規則によった書式と共に使用することができる。

付 則<文化体育観光部令第307号、2017.09.04.>(文化体育観光部とその組織機関職制施行規則)

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法令の改正) ①省略

②コンテンツ産業振興法施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号外の部分及び同条第5項各号外の部分のうち、“未来創造科学部令”を各々“科学技術情報通信部令”とし、同条第2項のうち“未来創造科学部長官”を“科学技術情報通信部長官”とする。

第4条第1項各号外の部分のうち、“未来創造科学部令”を“科学技術情報通信部令”とし、同条第2項のうち“未来創造科学部長官”を“科学技術情報通信部長官”とする。